旭川市中小企業振興基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 中小企業振興のための基本方針(第8条-第17条)

第3章 中小企業審議会(第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

旭川市は、古くから北海道の交通の要衝として発展し、豊かな自然の恵みを生かした良質な 米やそばなどで知られる農業をはじめ、食料品、家具・木製品、機械・金属、紙・パルプなど の製造業、卸売業、小売業等多様な産業を有し、さらに、教育や医療などの様々な都市機能が 集積する、北海道の拠点都市です。

現在の拠点都市としての礎を築き上げ、本市経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小 企業で構成されており、中小企業は本市経済の基盤として、雇用の大部分を支える、市民の暮 らしになくてはならない存在です。

中小企業が成長発展することによって,雇用が創出され,地域社会が活性化し,まちづくりの発展につながり,市民生活も向上するという好循環を生み出していきます。

経済のグローバル化や急速な少子高齢化の進展と人口減少時代の到来など、中小企業を取り 巻く環境が大きく変化し、中小企業の事業活動が一層厳しさを増す中にあっても、中小企業は、 その多様性を生かし、活力ある成長発展を図っていかなければなりません。

市は、中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識し、中小企業者は、その認識を共有するとともに、自ら経営活動を行うことにより、地域社会で一定の役割を果たすよう努めることが必要です。

あわせて、中小企業が社会の変化に対応し、更なる発展をするためには、市が中心となって、 果敢に挑戦する中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを進めることが重要であり、市、企業 はもとより、市民が、中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、そ れぞれが果たすべき役割を十分に踏まえながら緊密に連携し、全市を挙げて中小企業を支えて いくことが何より大切です。

ここに、市、企業及び市民の役割を明らかにすることにより、協力して中小企業を振興し、 より豊かで住みやすいまちにするため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(イ及びウに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むも の
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の 数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主た る事業として営むもの
 - (2) 組合等 事業協同組合,企業組合,協業組合,商店街振興組合,商店街振興組合連合会,中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体をいう。
 - (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって,事業を営むものをいう。 (基本理念)
- 第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」という。) 自らの 創意工夫と自主的な経営の向上の努力を尊重して推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、本市の持つ特性を生かすとともに、経済的社会的環境の変化に円滑に 適応することにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。
- 3 中小企業の振興は、国、北海道その他の関係機関(以下「関係機関」という。)の協力を 得ながら推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握 するとともに、広く中小企業者等の意見を聴き、施策の策定に反映するよう努めなければな らない。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、社会経済情勢の変化に 対応した適切な措置を講ずるとともに、主体的に関係機関や組合等と連携を図るよう努めな ければならない。
- 4 市は、中小企業の振興に関する情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切に提供しなければならない。
- 5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者等と市民と の交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力等)

- 第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自主的に経営の革新 (中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第2項に規定する経営の革新をい う。以下同じ。)、経営基盤の強化等に努めるものとする。
- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、 雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、共同事業の実施を図るとともに、組合等の組織化、組合等への加入等により相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的 責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現 に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものと する。

(大企業者の役割)

- 第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的 責任を認識するとともに、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性 を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性 を理解し、市内において生産され、製造され、若しくは加工された産品を消費し、又は提供 されるサービスを利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとす る。

第2章 中小企業振興のための基本方針

(経営支援の充実)

- 第8条 市は、中小企業者等の経営力を向上させるため、経営の革新や経営基盤の強化を支援 するとともに、業種間での連携及び事業の共同化の促進を図るものとする。
- 2 市は、中小企業者等の技術力及び競争力を向上させるため、技術開発及び教育機関、研究機関、他の企業等との共同研究等を支援するとともに、企業集積の維持及び発展を図るものとする。
- 3 市は、経営支援の効果を高めるため、関係機関と連携し、支援体制の充実を図るものとする。

(人材の育成及び確保等)

- 第9条 市は、中小企業者等における従業員の職業能力の開発の機会を確保するとともに、中 小企業への就業を促進するものとする。
- 2 市は、中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を支援するものとする。 (児童及び生徒の勤労観等の育成)
- 第10条 市は、児童及び生徒が社会人、職業人として自立することができるよう職業意識を 醸成するため、中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成 に努めるものとする。
- 2 中小企業者等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成が中小企業における人材の確保 等のために重要であることを認識し、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会を提供 するよう努めるものとする。

(創業等の促進)

第11条 市は、創業並びに新たな事業及び産業の創出に関する情報を提供し、並びに研修の 実施及び技術開発を支援するものとする。

(金融の円滑化)

第12条 市は,不況,災害等の影響から中小企業者等を守るとともに,経営の革新,経営基盤の強化,技術開発,創業等を促進するため,融資制度による金融の円滑化を図るものとす

(地域社会に貢献する取組の支援)

第13条 市は、中小企業者等が、少子高齢化の進展、環境の保全等地域社会における課題に 対する取組を支援するものとする。

(産業の発展等による中小企業振興)

- 第14条 市は、次に掲げる事項に関する施策の実施により、産業の発展及び創出を図り、中 小企業の振興に資するものとする。
 - (1) 本市製造業の生産性の向上及び競争力の強化
 - (2) 市外からの資金獲得のための地場産品の販路拡大
 - (3) 中心市街地等における市民生活の利便性の向上及び地域の活性化の促進
 - (4) 市民の消費生活を支え、市民の交流と賑わいの場を提供する商業集積の機能の強化
 - (5) 会議, 見本市等の誘致及び観光資源の創出による観光客等の集客の促進
 - (6) 新たな事業,特色ある活動等に対する支援による本市経済の活性化及び雇用の創出 (海外における事業展開の支援)
- 第15条 市は、中小企業者等が海外において事業を展開することができるよう、関係機関と 連携し、支援するものとする。
- 2 市は、海外における市場の動向、見本市等に関する情報を提供するとともに、販路を拡大 するための活動を支援するものとする。

(中小企業振興に当たっての措置等)

- 第16条 市は、各部局が連携して、中小企業の振興に関する施策の効果を高めるよう努める ものとする。
- 2 市は、産業、雇用、金融など中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努 めるものとする。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、 中小企業者等の受注の機会の確保に努めるものとする。

(功労者の表彰)

第17条 市は、中小企業者等及びその従業員その他のもので、中小企業の振興に関し功績が あったと認められるものを表彰することができる。

第3章 中小企業審議会

(中小企業審議会)

- 第18条 中小企業の振興に関し必要な事項を審議させるため、旭川市中小企業審議会(以下 「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、委員12人をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旭川市中小企業等振興条例の廃止)

2 旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の旭川市中小企業等振興条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき助成を受けている者については、旧条例第21条及び 第22条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく旭川市中小企業等審議会(以下「旧審議会」という。)の委員に委嘱されている者は、この条例の規定に基づく旭川市中小企業審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期は、なお従前の例による。(旭川市税条例の一部改正)
- 5 旭川市税条例(昭和43年旭川市条例第20号)の一部を次のように改正する。 第120条の2を削る。

第129条の7中「第2項, 第120条の2」を「第2項」に改める。

(旭川市工業等振興促進条例の一部改正)

6 旭川市工業等振興促進条例(平成20年旭川市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。